

福岡市内における 喫煙所の整備について

たばこを取り巻く環境対策
喫煙所整備促進調査
—取組が顕在化した主要都市を対象として—



株式会社プランワークス 政策研究所 (PPI)
Planworks Policy Research Institute

福岡市における喫煙ルールと環境整備の状況

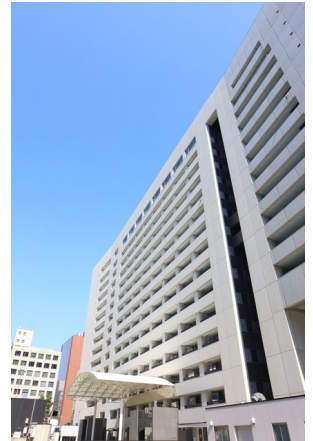
屋内は国の健康増進法が中心

福岡市の屋内における受動喫煙対策は、改正健康増進法に基づく全国一律の枠組みが中核となっている。

多数の者が利用する事業所・飲食店・宿泊施設・工場などは「原則屋内禁煙」とされ、受動喫煙対策が施設管理者の法的義務として位置付けられている。

喫煙を認める場合も、煙が漏れない構造の喫煙室設置や標識掲示、20歳未満立入禁止などの条件が課される。

福岡市はこの国法の内容に沿って指導・啓発・相談対応を行っているが、屋内受動喫煙について健康増進法を上回る包括的な独自条例（全面禁煙の義務付け拡大など）は現時点では確認できず、基本的には国の制度を忠実に運用するスタイルといえる。



福岡市独自の路上禁煙地区指定による屋外対策



一方で、屋外における喫煙マナーに対しては、福岡市は独自条例を整備している。

「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例」に基づき、天神・大名地区や博多駅周辺を路上禁煙地区に指定し、**指定区域では、歩行中や自転車乗車中の喫煙が禁止**されている。

違反者には2万円以下の過料を科す仕組みが設けられ、単なるマナー啓発にとどまらない点に独自性がみられる。

これにより、通勤通学者や観光客が集中する都心部の道路空間での吸い殻のポイ捨てなどを包括的に抑制しようとしている点が、福岡市の屋外における対策となっている。

相談窓口・啓発・事業者支援などのソフト面の取組

福岡市は「Smoke-free Fukuoka City」などの専用情報サイトを設け、健康増進法の内容や市のたばこ対策方針、受動喫煙防止のポイントを市民・事業者向けに分かりやすく発信している。

また、市民や事業者からの受動喫煙に関する質問や苦情、相談を受け付ける**コールセンター窓口を保健医療局 健康医療部 地域保健課に設置**し、必要に応じてビル管理会社等への指導や改善要請を行うことで、職場や共同喫煙所からの煙の漏れなど具体的なトラブル解消にも寄与している。

さらに、市が作成した標識類を事業者に交付し、喫煙室や禁煙区分を明示することで、利用者が喫煙環境を一目で把握できるような環境整備を進めている。



福岡市における受動喫煙対策の傾向と課題

中心部における喫煙所不足の懸念

福岡市では天神・大名、博多駅周辺を中心に路上喫煙禁止地区が指定されているが、**禁止地区において喫煙所不足が懸念**となっている。

その際、単に禁止区域を設けるだけでは、喫煙者が行き場を失い、**潜在的な違反や「隠れ喫煙」の増加を招きかねない**。

とりわけ、都心部や通勤導線上での喫煙ニーズを考慮すると、路上禁煙地区を設ける場合には、多数の公共・民間喫煙所の整備が不可欠であることを示す具体的なエビデンス（歩行者数や喫煙率、既存喫煙所の利用状況など）を提示し、抑止的に働きかけておく必要がある。

規制強化と受け皿整備のバランスを欠けば、市民のマナー低下に繋がる可能性があり、人に優しく安全で快適なまちづくりという本来の目的との乖離も生じうる点が課題となる。



喫煙所整備を支える民間助成制度の不十分さ



喫煙マナー向上に向けた対策の一環として受け皿となる「喫煙所の設置」が必要であるが、**民間事業者による「適切な分煙環境の整備」が進みにくいのが実情**である。

とくに、中小飲食店や小規模オフィスビルにとっては、喫煙室の設置・改修には相応の初期投資とランニングコストが生じるため、実行につながりにくいという構造的課題がある。

このため、条例や計画に「喫煙所創出」を位置付けるだけでなく、**補助金・助成金などの民間支援制度をセットで創出**しなければ、実効性ある喫煙マナー向上のための環境が整備されないことを訴える必要がある。

財源確保や対象基準などの制度設計が今後の大きな論点となる。

ルールを守りやすい環境づくりの必要性

健康増進法に則った受動喫煙対策による非喫煙者の健康保護を図る一方で、市独自の路上喫煙禁止地区の指定により喫煙者の行動をどこまで制約するかというバランスの問題を抱えている。

路禁エリア拡大や屋内規制強化を進めるほど、喫煙者が利用可能な場所は限定され、結果として近隣住民とのトラブルや喫煙マナー低下の温床となる懸念もある。

そのため、**一方的に規制するだけではなく、喫煙者が社会の中で一定のルールに基づき喫煙できる環境を確保**することが、全体としての喫煙マナー向上につながる。

今後の施策では、非喫煙者と喫煙者の棲み分けの仕組みをどのように調整するかが、制度設計上の重要な課題となる。



福岡市でのヒアリング結果

喫煙所不足が生む路上喫煙

路上禁煙地区である博多地区と天神・大名地区周辺において現地確認およびヒアリングを行った。

博多駅周辺では、**一部エリアでは吸い殻の散乱が顕著に確認**された。当該施設では敷地内喫煙不可であるのに対し、近隣の喫煙所はビル内や地下など入りにくい場所や徒歩10～15分かかる遠い場所に限られ、地元の商店主からは「**たばこの値段が上がっているのに喫煙できる場所がなく売下が下がっている**」「**常設の喫煙所を作ってほしい**」との声が寄せられた。



隠れ喫煙が常態化する「公的喫煙所なし」エリア



オフィス勤務者からは「すぐ行けるところにないと陰で吸う人が増える。**厳しくするだけでは隠れて吸う人が増えるだけでいちごっこだ**」との指摘もあった。

実際、公園内を調査するとばこのポイ捨てが確認された。**モラル・マナー向上の為には、公園内の適切な場所に喫煙所を設置することを検討しなければならない。**

また、一見喫煙所のように見える場所でも**当該ビルの利用者に限定された施設内喫煙所**であり、一般利用不可のケースが多い。

「**コンビニと同じくらいの数は、市が喫煙所を作って欲しい**」との声も。

外国人旅行者への周知は各施設任せ

天神・中洲エリアでも構造は同じで、ホテルスタッフからは「最寄りの喫煙所まで相当な距離がある。**喫煙者の宿泊受け入れが難しく、外国人客にはチェックイン時にルールを周知している**」との声が聞かれた。

店舗関係者からも「最寄りの公園まで行かないと喫煙スペースがない」と確認され、宿泊施設スタッフから「**路上禁煙地区が設定されていることを知らずに、歩きたばこをしている旅行者も多い**」との証言があり、外国人・観光客への周知が各施設任せになっている実態が浮かび上がった。

福岡市の課題は**喫煙所の絶対量不足・外国人観光客への周知不足**という二層の構造問題に集約される。



路上喫煙対策の強化と喫煙所設置の両立

路上喫煙禁止地区を設ける際は喫煙所整備を前提に



路上喫煙禁止地区を設ける場合は、「路上で吸えない」だけを広げるのではなく、「**どこなら安心して吸えるのか**」という**受け皿の整備を前提条件として位置付ける必要**がある。

とりわけ、通勤・通学動線や繁華街・観光地では、路上喫煙を禁止すればするほど、喫煙行動が建物出入口や路地裏など人目の届きにくい場所へと移動し、結果として喫煙マナー低下のリスクが局所的に高まる危険がある。

そのため、路上喫煙禁止地区の設定を検討する際には、対象エリアにおいて必要となる数の喫煙所整備をセットで進めることを明文化し、規制のみが先行する事態を避けることが求められる。

喫煙所創出には民間助成が不可欠

喫煙所創出を行政だけに頼るのではなく、オフィスビル、商業施設、飲食店街など**民間事業者による分散的な整備を促すことが、現実的かつ持続可能な喫煙マナー問題の解消につながる**。

現在、福岡市では天神ビッグバンや博多コネクティッドといった大規模再開発が進んでおり、各複合施設では利用者数に応じた喫煙所の設置を促進するなど、官民が連携した対策が求められている。

したがって、「喫煙所整備に努める」といった努力義務を掲げるだけでなく、民間向けの助成金制度や共用喫煙所への参画補助を制度として整えることで、安全で快適なまちづくりを加速させることが必要である。



規制強化と喫煙場所確保を一体で進める



福岡市において安全で快適なまちづくりを今後さらに進めるにあたっては、「**規制ルールを新たに設ける場合は、適切な喫煙場所の確保を同時に拡充する**」という**基本原則を都市政策として明確にしておくことが重要**である。

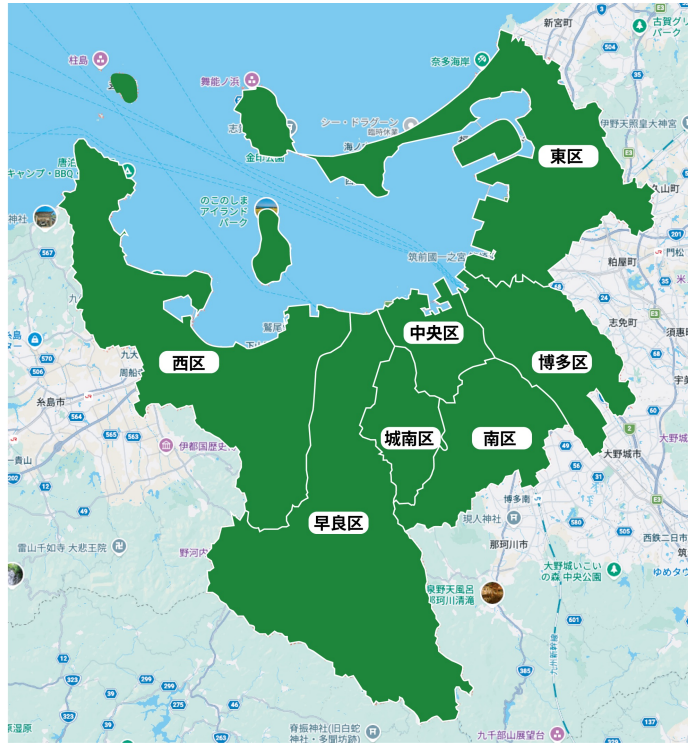
喫煙所の整備を行わずに路上喫煙禁止地区を設けることは、市民のマナー低下を招き、制度の形骸化やルール違反につながりかねない。

市内各所にアクセスしやすい喫煙所を計画的に配置し、民間助成や認定制度を通じて整備を支えることで、非喫煙者に優しく、喫煙者が気持ちよくマナーを守り、持続可能な都市型のまちづくりへと発展させていくことが求められる。

福岡市内の喫煙所必要数をマップで表示

福岡市全域について、KDDIのモバイル空間統計に基づき、**滞在人口の密集度をもとに喫煙所の必要数を算定**する。

特に市の定める「路上禁煙地区」については、必要設置数を抽出。



路上禁煙地区

No smoking area on the road
街上禁止吸烟地区
노상 금연 지구

加熱式たばこは、火を使わないことから、条例による規制の対象外ですが、マナーを守って、周囲に配慮して使用しましょう。

天神・大名地区路上禁煙地区

福岡市 FUKUOKA CITY

路上禁煙地区

No smoking area on the road
街上禁止吸烟地区
노상 금연 지구

加熱式たばこは、火を使わないことから、条例による規制の対象外ですが、マナーを守って、周囲に配慮して使用しましょう。

博多駅周辺地区路上禁煙地区

福岡市 FUKUOKA CITY

当該エリアを500mメッシュに分割して算定

喫煙所設置数算定の基準

KDDIのモバイル空間統計を用いて、福岡市を500mメッシュ単位で区分し、それぞれのメッシュごとに、**福岡市の滞在人口が最大化すると考えられる2025年5月の1ヶ月間について「滞在人口の最大値」を算出・リスト化したうえで設置数を算定**した。

滞在人口が恒常的に少ないエリアまで一律に喫煙所を想定すると、過剰整備や維持管理コストの増大につながるおそれがあるため、ピーク時人口が1万人未満のメッシュは今回の検討対象から除外し、一定以上の人流が集中するメッシュのみを配置検討のベースとしている。

その上で、**対象メッシュごとの滞在人口規模に応じて必要喫煙所数を段階的に設定**する考え方を採用した。（設置数基準は、大阪市調査と同様／下表参照）

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

基準となる面積の根拠

今回の算定で、喫煙所設置数の根拠となった京都駅周辺の設置エリア（500m四方）を面積の単位とする。喫煙所に徒歩で移動できる距離（半径300m）に近い面積でもある。

（参考）JR京都駅：127,178人/日（2020年度乗車人数）、近鉄京都駅：31,753人/日（2021年度乗降客数を半分で割った数字）、地下鉄京都駅：36,647人/日（2020年度乗車人数）、JR京都駅周辺喫煙所数8箇所
 $(\text{JR京都駅} + \text{近鉄京都駅} + \text{地下鉄京都駅}) \div 8 = 24447 \approx 2.5\text{万人}$

駅の影響範囲⇒500mメッシュ

⇒必要設置数を2.5万人に1か所（増加分は下表）



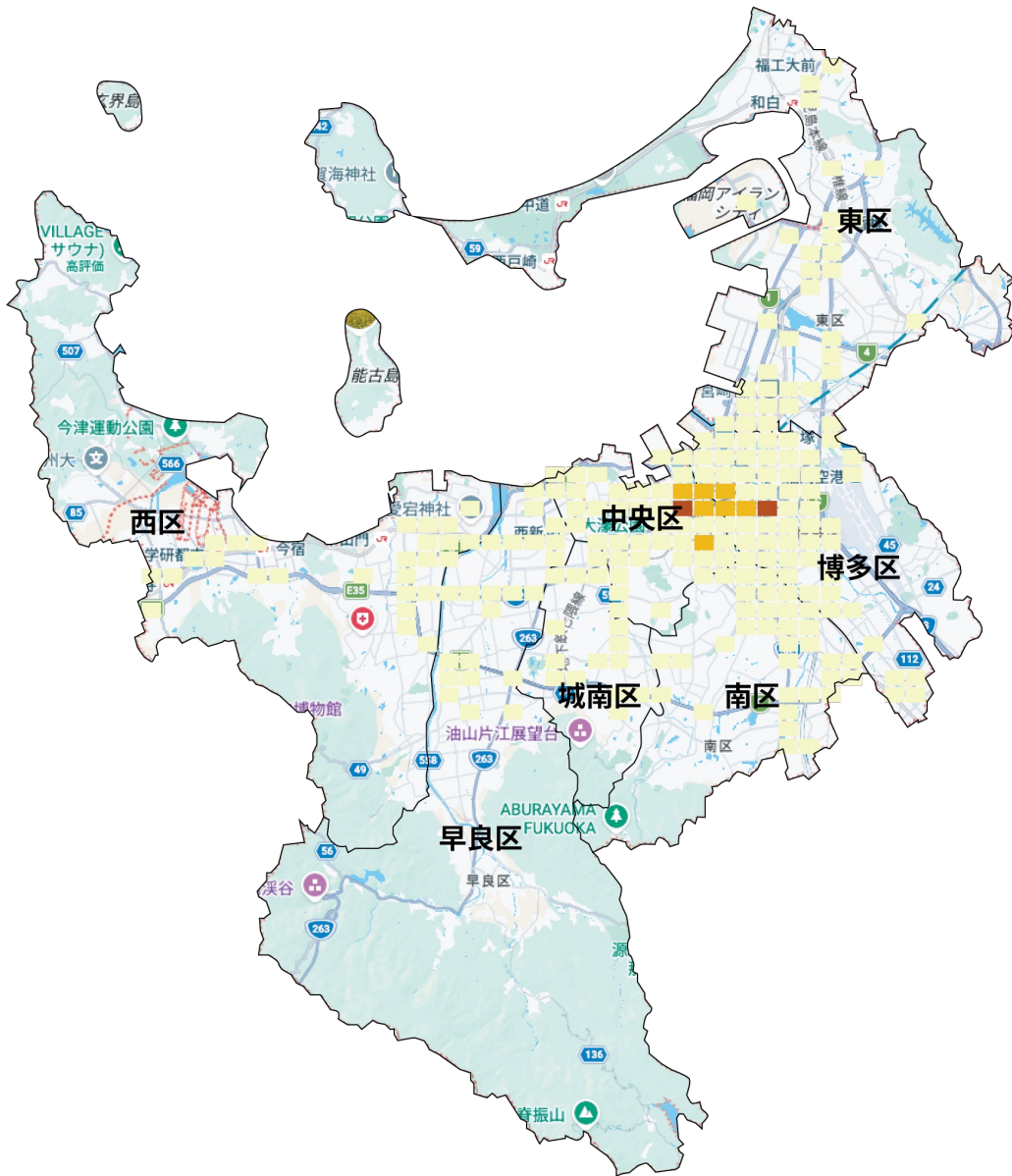
喫煙所設置数・算定基準表（大阪市調査使用分）

以上	未満	必要数
1万人以上	2.5万人未満	1
2.5万人以上	5万人未満	2
5万人以上	7.5万人未満	3
7.5万人以上	10万人未満	4
10万人以上	12.5万人未満	5
12.5万人以上	15万人未満	6
15万人以上	17.5万人未満	7
17.5万人以上	20万人未満	8
20万人以上	22.5万人未満	9
22.5万人以上	25万人未満	10
25万人以上	27.5万人未満	11
27.5万人以上	30万人未満	12
30万人以上	32.5万人未満	13
32.5万人以上	35万人未満	14
35万人以上	37.5万人未満	15
37.5万人以上	40万人未満	16
40万人以上	42.5万人未満	17
42.5万人以上	45万人未満	18
	1万人未満	0

福岡市調査範囲内必要喫煙所数

喫煙所必要設置数は
282カ所との試算

■喫煙所設置必要地域地図色分け凡例（500mメッシュ）



区名	必要設置数	区名	必要設置数
東区	34	早良区	23
博多区	83	西区	29
南区	34	城南区	15
中央区	64	合計数	282

※本調査では、京都駅周辺の喫煙所の面積を参考にして必要な喫煙所数を算出しているが、設置場所や条件等によって増減する可能性がある。

指定区域（必要設置数）

「路上禁煙地区」について抽出

福岡市が指定する「路上禁煙地区」について、**必要設置数**を抽出して表にまとめた。

→既存設置数の公開情報は無し。

「路上禁煙地区」必要喫煙所数は
54カ所との試算



地区名	必要設置数
博多駅周辺地区	30
天神・大名地区	24
合計数	54

路上禁煙地区周辺・喫煙所必要設置数マップ

■ **表示枠内** にかかるメッシュの必要設置数をカウント

■ 喫煙所設置必要地域地図色分け凡例 (500mメッシュ)

	11カ所以上		3~5カ所
	6~10カ所		1~2カ所

博多駅周辺地区 (30ヶ所)



天神・大名地区 (24ヶ所)



福岡市における喫煙所整備促進について

喫煙所設置規模の考え方

KDDIのモバイル空間統計を用い、福岡市を500mメッシュ単位で区分したうえで滞在人口の最大値を算定した結果、**市全域での必要喫煙所数は282カ所と試算**された。

特に路上禁煙地区（博多駅周辺・天神大名の2地区）に限定した場合でも必要設置数は54カ所と算定される一方、現在は民間設置に依存している状態で、市民からも「**コンビニと同じくらいの数は市が喫煙所を作ってほしい**」との声が聞かれており、需要に対して著しく不足している実態が推察される。

重点エリアへの戦略的配置

区別推計では、**特に博多区（83カ所）・中央区（64カ所）の需要が突出**しており、博多駅周辺・天神・大名地区といった喫煙禁止地区や観光・ビジネス拠点では、駅前広場やオフィス街の休憩空間などを結ぶ動線上に一定間隔で喫煙所を配置することで、**路上喫煙の「たまり場」を分散・吸収し、ポイ捨て等の喫煙マナー低下による近隣住民とのトラブルのリスクを抑制**できると考えられる。

公設喫煙所の整備でルールを守れる環境を

福岡市では、施設利用者専用の喫煙所が公共喫煙所と誤認されるなど、規制の実効性を損なう**構造的な課題が路上喫煙＋ポイ捨て数を増加させている**。

公園内調査で、たばこのポイ捨てが確認されたことから、モラル・マナー向上の為には、公園内の適切な場所に喫煙所を設置することを検討し、**誰もが迷わず利用できる公設喫煙所の整備によって「ルールを守りやすい環境」を整える**ことが、実効性ある規制の前提条件となる。

外国人旅行者への周知は公設喫煙所整備とセットで

また**外国人旅行者への周知が各施設任せになっている実態**も浮かび上がった。

路上禁煙地区のルールを知らないまま喫煙する旅行者が複数確認されており、各施設がチェックイン時に個別対応しているのが現状である。

民間任せの喫煙所設置では多言語表示や案内動線の整備まで手が届きにくく、外国人旅行者が喫煙所を探せる環境を整えるためには、**公設喫煙所の戦略的な配置と合わせて、多言語対応や視覚的にわかりやすいサイン計画**を一体的に進めることが不可欠であると認識した。

福岡市における喫煙所整備の方向性

人口動態上の「需要地点」の多くが駅周辺や商業施設・業務ビル周辺に集中していることから、**天神ビッグバンや博多コネクティッドといった大規模再開発の機**を捉えつつ、公設喫煙所の設置を推進する他、民間が活用しやすい助成金制度を整備すること等により、重点エリアにおける喫煙所の量・質を確保しながら路上喫煙規制の実効性を高めることができる。と考える。

また福岡市では、公設喫煙所の量的整備に加えて、**公設喫煙所の区別表示・多言語周知といったソフト面の施策を一体的に進める**ことが求められる。

調査主体

株式会社プランワークス

株式会社プランワークスは、2013年に設立された調査企画会社です。

公共政策や行政分野を中心に、企業・団体のマーケティングや広報に関する各種リサーチと企画立案を行い、データに基づく実践的なプランニングを提供しています。



プランワークス政策研究所とは

「プランワークス政策研究所」（旧トレンドラボ）は、次世代のプランニングを創造する政策研究シンクタンクとして、行政課題や社会課題に関する独自調査・分析を行う専門ユニットです。

そこで得られた知見を、政策提言やレポート制作だけでなく、具体的な企画・施策の設計にも反映し、行政・企業双方のパートナーとして機能することを目指しています。



<連絡先>

※調査に使用した元データご希望の際は、
下記よりお問い合わせください

プランワークス 政策研究所
E-mail ppi@planworks.jp

※各メッシュごとの設置数などの元データご希望の際は、メールまたはHPフォームよりお問い合わせください